

横浜市立市ケ尾中学校PTA規約

第一章 総則

- 第1条 (名称) 本会は横浜市立市ケ尾中学校PTAと称し、事務所を同校内に置く。
- 第2条 (目的) 本会は学校、家庭、地域において生徒の心身の健全な成長を図るため保護者と教職員が協力して活動することを目的とする。
- 第3条 (方針) 本会の方針は次のとおりとする。
- 1 本会は教育を本旨とする自主的、民主的団体であって、他からの支配干渉を受けない。又、営利的、宗教的、政党的事業にも関係しない。
 - 2 本会は教育の問題について発言するが、学校の管理、運営、人事には干渉しない。
- 第4条 (会員) 本会の会員は市ケ尾中学校に在籍する生徒の保護者及び本校に在職する者とし、会員はすべて平等の権利と義務をもつ。
- 第5条 (会計) 本会の会計は次のとおりとする。
- 1 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってまかなう。
 - 2 本会の会費は一世帯あたり月額280円(年額3360円)とし、事情により減免する事ができる。
 - 3 本会の経費は総会において議決された予算によって行われ、決算は会計監査を経て総会で承認をえなければならない。
 - 4 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

第二章 総会

- 第6条 総会は本会の最高議決機関であって、全会員で構成する。
- 第7条 定期総会は毎年度はじめに開催し、会務は次のとおりとする。
- 1 前年度の事業及び決算報告の承認、新年度事業計画及び予算の審議。
 - 2 役員及び会計監査委員の承認。
 - 3 規約の改正その他本会の重要事項に関する審議。
- 第8条 総会は全会員の1/2以上の出席(書面または電磁的方法による議決権行使者、委任状を含む)をもって成立し、決議は出席者の過半数以上の賛成を得るものとする。
- 第9条 臨時総会は、全会員の1/4以上の要求があった場合、または運営委員会で必要と認めた場合開くことができる。

第三章 役員及び会計監査

- 第10条 本会の役員は次のとおりとする。
- | | |
|------------------|------------------|
| 1 会長 1名 | 2 副会長 2名 |
| 3 書記 2名（保護者、教職員） | 4 会計 2名（保護者、教職員） |
- 第11条 役員の任期は1年とし再選を妨げないが、同一役職については2年を限度とする。但し選出委員会より同一役職への推薦があった場合、および教職員はこの限りではない。
- 第12条 役員に欠員が生じた場合は運営委員会に一任する。
- 第13条 役員の任務は次のとおりとする。
- 1 会長は本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代行をする。
 - 3 書記は総会、運営委員会等の議事及び諸事業の記録をする。又、本会の庶務を行う。
 - 4 会計は総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を行う。
 - 5 次年度の選出委員として可能な限り活動する。人数は当該年度にて調整する。
- 第14条 本会の会計監査は次のとおりとする。
- 1 会計監査は2名とする。
 - 2 会計監査の任期は1年を限度とし、再任を認めない。
 - 3 会計監査は本会の会計を監査し、その結果を総会で報告する。
- 第15条 本会の役員および会計監査は選出委員会によって指名され、総会で承認を得る。

第四章 運営委員会

- 第16条 運営委員会は総会に次ぐ議決、連絡機関であり、次のメンバーにより構成される。
- | | |
|-------|-----------------|
| 1 役員 | 2 各常任委員会の正、副委員長 |
| 3 学校長 | 4 その他会議に必要と認めた者 |
- 第17条 運営委員会の任務は次のとおりとする。
- 1 本会の事業計画の推進。
 - 2 総会に提出する議案の審議。
 - 3 各委員会の連絡調整。
 - 4 特別委員会の設置、臨時総会の開催要請、細則の制定、改廃等その他必要事項の処理。
- 第18条 運営委員会は1/2以上の出席（電磁的方法を含む）をもって成立する。

第五章 常任委員会

- 第19条 常任委員会の構成と活動は次のとおりとする。
- 1 学年代表委員会
学校の教育方針に基づき、学年の諸活動に協力する。学校と地区との連携を深め、生徒の保健衛生及び厚生に関する活動を行う。
 - 2 広報委員会
本会に必要な広報に関する活動を行う。
 - 3 選出委員会
全会員の推薦により、被推薦者の同意を得て役員、及び会計監査を指名する。
- 第20条 学年代表委員は各学年より3名×学級数、広報委員は各学年より2名×学級数、選出委員は1・2年各学年より1名×学級数の選出を基本とし、人数は当該年度にて調整する。
- 第21条 各委員会は互選により正、副委員長を選出する。

第六章 規約改正

- 第22条 本会の規約改正は総会の議決を要する。但し改正案は総会の7日前までに全会員に通知しなければならない。

第七章 細則

- 第23条 本会の運営に関する必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めることができる。
- 第24条 慶弔については、別に内規をもうける。

第八章 付則

- 第25条
- 1 本規約は昭和61年 7月17日より施行
 - 2 本規約は平成 7年 4月26日一部改正
 - 3 本規約は平成 9年 4月25日一部改正
 - 4 本規約は平成15年 4月25日一部改正
 - 5 本規約は平成20年 4月25日一部改正
 - 6 本規約は平成25年 4月26日一部改正
 - 7 本規約は平成29年 2月23日一部改正
 - 8 本規約は平成31年 1月11日一部改正
 - 9 本規約は令和 3年12月21日一部改正
 - 10 本規約は令和 5年12月19日一部改正 (令和6年4月1日より適用)

規定及び細則

- 1 慶弔規定 (平成29年2月23日改定)
 - (1) 在籍生徒及び会員の死亡の場合は金5千円と供花一基をおくり弔意を表わす。
 - (2) 上記以外の事項については、その都度、運営委員会が検討する。
- 2 常任委員に欠員が生じた場合
規約第12条に準ずる。(運営委員会に一任する。)
- 3 選出委員に関する細則
(平成23年2月4日制定 平成27年2月6日改定 平成29年2月23日改定
令和5年 9月4日改定)
 - (1) 選出委員は前年度運営委員会メンバーを会計監査候補とすることができる。
 - (2) 前年度本部役員は次年度の選出委員として活動する場合、原則として各学年より選出される人員に含まない。
 - (3) 免除基準・事由等の詳細は、選出委員会の内規により定め、当該年度で調整可能とする。

横浜市立市ヶ尾中学校PTA 組織図

